

社会福祉法人阿南市社会福祉協議会役職員旅費規程

社会福祉法人阿南市社会福祉協議会役職員旅費規程（平成11年1月1日施行）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規程は、社会福祉法人阿南市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の役員及び事務局職員（以下「役職員」という。）が会務のために旅行する場合において支給する旅費に関し、必要な事項を定める。

（旅費の支給）

第2条 本会の役職員が出張した場合は、当該役職員に対し旅費を支給する。

（旅行命令）

第3条 旅行は、会長もしくはその委任を受けたもの（以下「旅行命令権者」という。）の発する旅行命令によって行われなければならない。

2 旅行命令は、在勤事業所の所在地を発着の起点とする。ただし、会務日時、会務の内容及び効率性等を総合的に勘案し、事務局職員が居住地から目的地に旅行すること（以下、「直行」という。）又は出張業務を終えた後、目的地から直ちに帰宅すること（以下、「直帰」という。）に合理性が認められる場合には、旅行命令権者は直行又は直帰の旅行命令を発することができるものとする。

3 前項に規定する場合において、合理性とは次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 会務日時

ア 在勤事業所を出発する時刻が始業時刻以前となること。

イ 在勤事業所への到着時刻が終業時刻以後となること。

ウ 会務を命じる日が週休日又は休日であること。

(2) 会務内容

ア 会務の緊急性を要すること。

イ 在勤事業所での事前打ち合わせの必要がないこと及び
会務終了後直ちに復命する必要性がないこと。

(3) 効率性

目的地までの距離及び交通機関の事情を踏まえ、在勤事業所発着の場合と比較して効率的であること。

(命令の変更)

第4条 旅行者は、会務上の必要または天災その他やむを得ない事情により、旅行命令に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

(旅行復命)

第5条 旅行を完了したときは、役員を除く事務局職員は、7日以内に復命書を作成し、会長に提出しなければならない。

(旅費の種類)

第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料及び食卓料とする。

2 鉄道賃、船賃、航空賃は、それぞれの旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

3 車賃は、鉄道を除く陸路旅行について路程に応じ、1キロメートル当たりの定額又は実費額により支給する。

4 日当は、旅行中の日数に応じ、1日当たりの定額により支給する。

5 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ、1夜当たりの定額を上限として実費額により支給する。

6 食卓料は、水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ、1夜当たりの定額により支給する。

(旅費の計算)

第7条 最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。加えて、会務上の必要または天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路または

方法によって旅行し難い場合は、その現によった経路及び方法によって計算する。なお、第3条第2項の規定により直行又は直帰が認められた場合には、当該直行又は直帰における経済的かつ合理的な通常の経路及び方法により計算する。ただし、在勤事業所から目的地に至る（以下「事業所発着」という。）旅費額より多いときは、在勤事業所発着の旅費により計算する。

第8条 旅費計算上の旅行日数は、旅行のため現に要した日数による。ただし、会務上の必要または天災その他やむを得ない事情により要した日数を除くほか、鉄道旅行にあつては400キロメートル、水路旅行にあつては200キロメートル、陸路旅行にあつては、50キロメートルについて、1日の割合をもって通算した日数を超えることができない。

2 前項の規定により通算した日数に1日未満の端数を生じたときは、これを1日とする。

（鉄道賃）

第9条 鉄道賃の額は、次に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）、急行料金、座席指定料金及び特別車両料金による。

(1) その車両に要する運賃の実費額

(2) 急行料金及び座席指定料金を徴する列車を運行する路線による旅行の場合には、前号に規定する運賃のほか、次に規定する急行料金及び座席指定料金

ア 特別急行列車を運行する路線による旅行で、片道50キロメートル以上の場合には、自由席特急料金

イ 特別急行列車を運行する路線による旅行で、片道100キロメートル以上の場合には、指定席特急料金

(3) 本会役員が特別車両料金を徴する車両を運行する路線による旅行において特別車両を利用する場合は、第1号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか、特別車両

料金

(船賃)

第 10 条 船賃の額は、次に規定する旅客運賃（はしけ賃及び棧橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）、寝台料金及び特別船室料金並びに座席指定料金による。

- (1) 運賃の等級を 2 階級に区分する船舶による旅行の場合には、上級の運賃
- (2) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃
- (3) 会務上の必要により別の寝台料金を必要とした場合には、前 2 号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金
- (4) 役員が第 2 号の規定に該当する船舶で特別船室料金を徴するものを運行する行路による旅行において特別船室を利用する場合には、同号に規定する運賃及び前号に規定する寝台料金のほか、特別船室料金
- (5) 座席指定料金を徴する船舶を運航する航路による旅行の場合には、前各号に規定する運賃及び料金のほか、座席指定料金

2 前項第 1 号の規定に該当する場合において、運賃を更に 2 以上に区分する船舶による旅行の場合には、同号の運賃は、同一階級内の最上級の運賃による。

(航空賃)

第 11 条 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。

2 航空運賃が宿泊施設の利用にかかる料金と一体のもの（以下「パック料金」という。）であり、現に支払った旅客運賃が明確でない場合は、当該旅行命令の日における航路で最も低廉な正規の片道旅客普通運賃の往復分の額の範囲内で、パック料金から当該宿泊施設を利用する夜数に応じた宿泊料の定額（パック料金に食事代が含まれていない場合は宿泊料定額から食卓料定額を減じた額、朝食代のみ含まれている場合は

宿泊料定額から食卓料定額の3分の2を減じた額)を除いた額を航空賃とする。

この額に旅客運賃(航空機に係るものを除く)その他の料金が含まれる場合は、その含まれる料金に対応する旅費の定額を減じた額を航空賃とする。

(車賃)

第12条 車賃の額は、1キロメートルにつき37円とする。ただし、会務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により定額の車賃で旅行の実費を支弁することができない場合には、実費額によることができる。

2 車賃は、全路程を通算して計算し、1キロメートル未満の端数は、これを切り捨てる。

(日当)

第13条 日当の額は、別表の定額による。

(宿泊料)

第14条 宿泊料の額は、別表の定額を上限とする。

(食卓料)

第15条 食卓料の額は、別表の定額による。

2 食卓料は、船賃もしくは航空賃のほかに別に食費を要する場合、または船賃もしくは航空賃を要しないが食費を要する場合に限り支給する。

(在勤地内旅費)

第16条 在勤地内出張の場合、車賃は実費額とし、日当は支給しない。

(旅費の調整)

第17条 会長は、次の各号に該当する場合、当該各号に定めるところにより旅費の調整を行うものとする。

(1) 本会の経費以外の経費から旅費の全部または一部が支給された場合 正規の旅費額から、その支給される旅費相当額を減額する。

- (2) 前号に規定する場合のほか、特別の事由により特に正規の旅費額を支給することが適当でない認められる場合旅費の一部を減額し、またはその全額を支給しない。
- (3) 災害地その他特殊地域に宿泊を余儀なくされ、または出張地における宿泊施設を指定された場合 宿泊料として現に要した宿泊費の実費額を支給する。ただし別表に定める宿泊料の額の15割に相当する額を超えることができない。
- (4) 前号に規定する場合のほか、正当な事由により正規の旅費が著しく旅行の実費に不足すると認められる場合 旅費の全部または一部を実費相当額まで増額して支給する。

(その他留意点)

第18条 私事のために在勤地又は出張地以外の地に居住又は滞在する者が、その場所から直接出張する場合については、次の各号に該当する場合、当該各号に定めるところにより旅費の計算を行うものとする。ただし、会務出張に合わせて私事旅行を行うことについては服務面や倫理面含め総合的に判断した上で、適切な旅費の執行を行うものとする。

- (1) 会務出張後に私事の旅行がある場合の計算
 - ア 日当及び宿泊料は、旅行命令期間に限り支給できる。
 - イ 交通費は、旅行命令者があらかじめ認めた範囲において支給できる。
- (2) 会務出張前に、私事の旅行がある場合の計算
 - ア 日当及び宿泊料は、旅行命令期間に限り支給できる。
 - イ 交通費は、第7条ただし書きの規定に該当の有無を確認した上で、旅行命令権者があらかじめ認めた範囲において支給できる。

(雑則)

第19条 旅費の支給については、この規程に定めるもののほか、社会福祉法人阿南市社会福祉協議会経理規程（平成27年4月1日施行）による。その他必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和2年1月8日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程は、この規程の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

(社会福祉法人阿南市社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程の一部改正)

- 3 社会福祉法人阿南市社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程（平成28年10月1日施行）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「本会役職員旅費規程（平成11年1月1日施行）」を「社会福祉法人阿南市社会福祉協議会役職員旅費規程（令和2年1月8日施行）」に改める。

別表（第13条―第15条、第17条関係）

区分	日当（1日につき）	宿泊料（1夜につき）		食卓料 （1夜につき）
	県外	県外	県内	
役員	3,000	14,800	10,000	3,000
事務局職員	2,200	10,900	8,000	2,200